

高野町で住宅取得をお考えの皆さまへ

高野町補助金 + 【フラット35】地域活性化型のご案内

高野町移住定住促進事業の住宅取得等補助金と【フラット35】地域活性化型による借入金利の一定期間引下げを併せて利用できます！

高野町移住定住促進事業 住宅取得等補助金について

対象要件

「高野町移住定住促進事業」の交付要件に該当する方

- 住宅を新築又は中古住宅を購入すること
- 高野町に移住し高野町民となられる方

補助対象費用及び補助額

①住宅の建設に対する補助金・・・補助対象経費の1/2

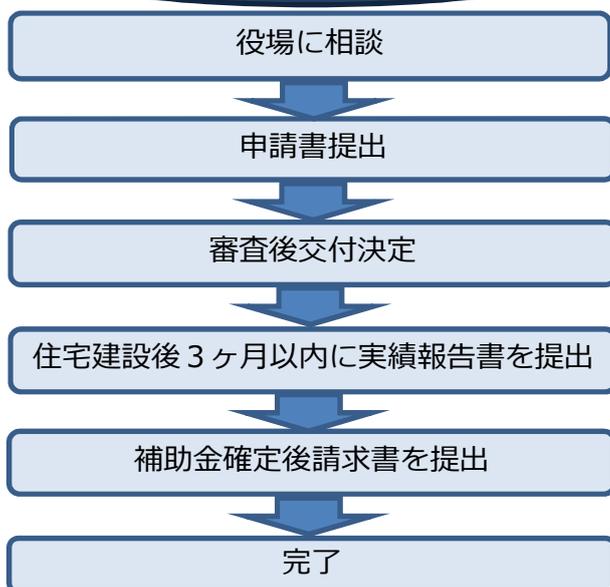
最高補助額：200万円

②中古住宅の購入に対する補助金・・・補助対象経費の1/2

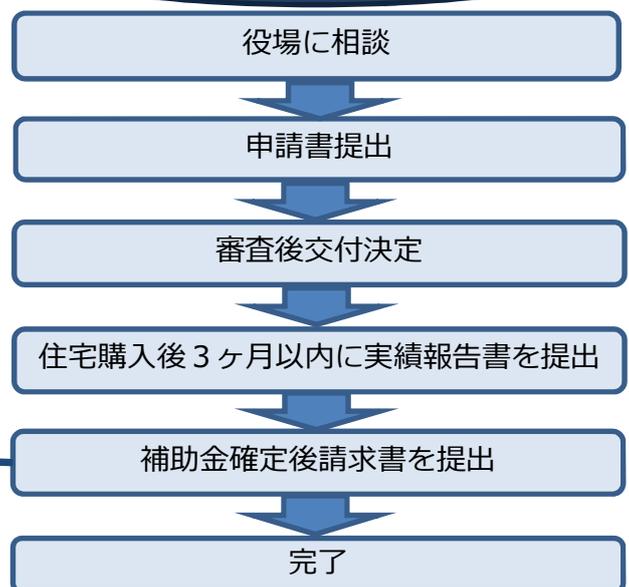
最高補助額：80万円

フロー図

新築の場合



中古の場合

※移住者はこの時点で住民票を
移し移住すること。



ご利用いただくための要件

1. 「高野町移住定住促進事業」の交付要件に該当する方
2. 高野町から「利用対象証明書」が発行される方※1

※1 町外から町内に転入すること。

【フラット35】の金利引下げ

「利用対象証明書」をローン契約前に【フラット35】申込み金融機関に提出いただくと、

【試算例】

借入金利1.36%※2、
借入額3,000万円（融資率9割以下）、
借入期間35年、元利均等返済、
ボーナス返済なし

【フラット35】の借入金利を
当初5年間年0.25%
引き下げます！

- 借入金利年1.36%※2の場合で
【フラット35】S（Aプラン）※3を
併せて利用した場合

当初5年間金利 **0.86%**
6～10年目金利 **1.11%**
11年目以降金利 **1.36%**

	【フラット35】	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と 【フラット35】S（金利Aプラン）※3との併用		
		当初5年間	6～10年目	11年目以降
借入金利	全期間 1.36%	年 0.86%	年 1.11%	年1.36%
金利引下げ幅	-	▲0.25% +▲0.25%	▲0.25%	-
毎月の返済額	89,811円	82,742円	85,752円	88,339円
総返済額	約3,772万円	約3,661万円		
【フラット35】との比較	-	▲110万円		

約110万円
お得！

(注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型及び【フラット35】Sは平成30年3月31日までの申込受付分に適用となります。（予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間までに【フラット35】サイト（<http://www.flat35.com>）でお知らせします。）

(注2) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。また、試算結果の数値は概算です。

※2 平成29年10月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付金利の場合で、取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35】（買取型）の金利です。

※3 【フラット35】Sとは、【フラット35】を申込みのお客さまが、省エネルギー・耐震性等、質の高い住宅を取得する場合に、借入金利を一定期間0.25%引き下げる制度です。【フラット35】Sには金利引下げ期間が異なる金利Aプラン、金利Bプランがあり、適用となるプランは取得する住宅の質により決定します。詳しくは【フラット35】サイトでご確認ください。（【フラット35】サイト <http://www.flat35.com>）

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で、建設費または購入価額（非住宅部分を除く。）以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35】（買取型）では、借入期間（20年以下・21年以上）、融資率（9割以下・9割超）、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります（【フラット35】（保証型）は取扱金融機関によって取扱いが異なります。）。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】子育て支援型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35】（買取型）では住宅金融支援機構、【フラット35】（保証型）では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）は、お客さま負担となります。●【フラット35】（買取型）では、借入対象となる住宅について、火災保険（損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済）に加入していただきます（【フラット35】（保証型）は取扱金融機関によって取扱いが異なります。）。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35】（買取型）はご利用いただけます（【フラット35】（保証型）は取扱金融機関によって取扱いが異なります。）。●【フラット35】子育て支援型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●説明書（パンフレット等）は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

<照会先> 補助金について

【フラット35】について

高野町産業観光課地域振興係

住宅金融支援機構 近畿支店 地域営業第一グループ

TEL 0736-56-9001

TEL 06-6281-9261